

町田市生活保護制度
P R 動画作成参考資料

とど で
届け出てほしいこと <あてはまったらできるだけ早く>

1 仕事しごとで給与きゅうよをもらったこと

2 仕事以外しごと いがいで収入しゅうにゅうがあったこと

3 資産しさんを持ったこと・手放てばなしたこと

4 世帯せたいの状況じょうきょうに変化へんかがあったこと

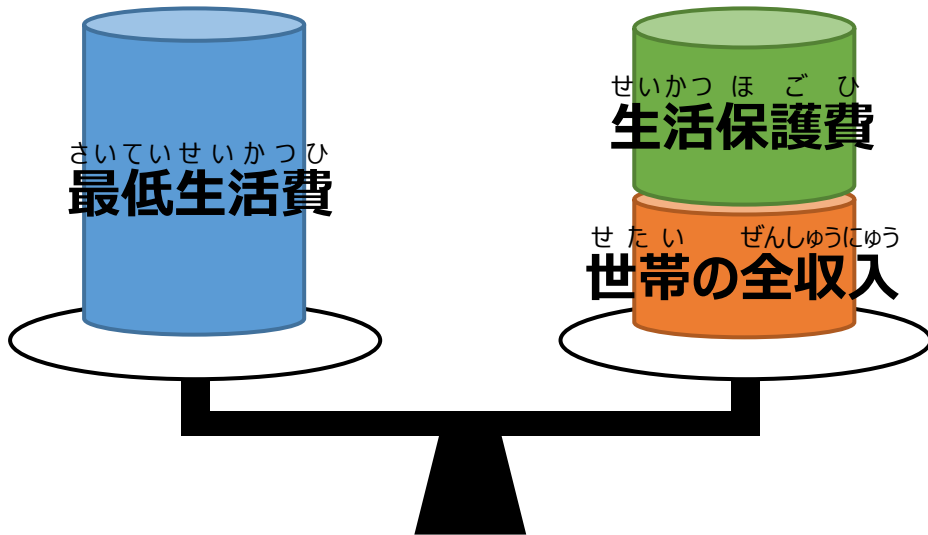
ただ しんこく よ
正しく申告すると、良いことがある！

しゅうにゅう ただ しんこく つか かね おお
収入を正しく申告すると、使えるお金が多くなること
があります。

しんこく ばあい せいかつほごひ
申告をしなかった場合は、生活保護費をもらいすぎるこ
になるため、お支払いした生活保護費せいかつほごひを返かえしていただくこと
になります。

生活保護費の計算のしかた

最低生活費と世帯の全収入とを比較して、足りない分だけをお支払いします。



たとえば・・・

障がいのない35歳、ひとり暮らし、家賃5万円

仕送り収入が月に30,000円ある場合は、

生活扶助 79,230	住宅扶助 50,000
----------------	----------------

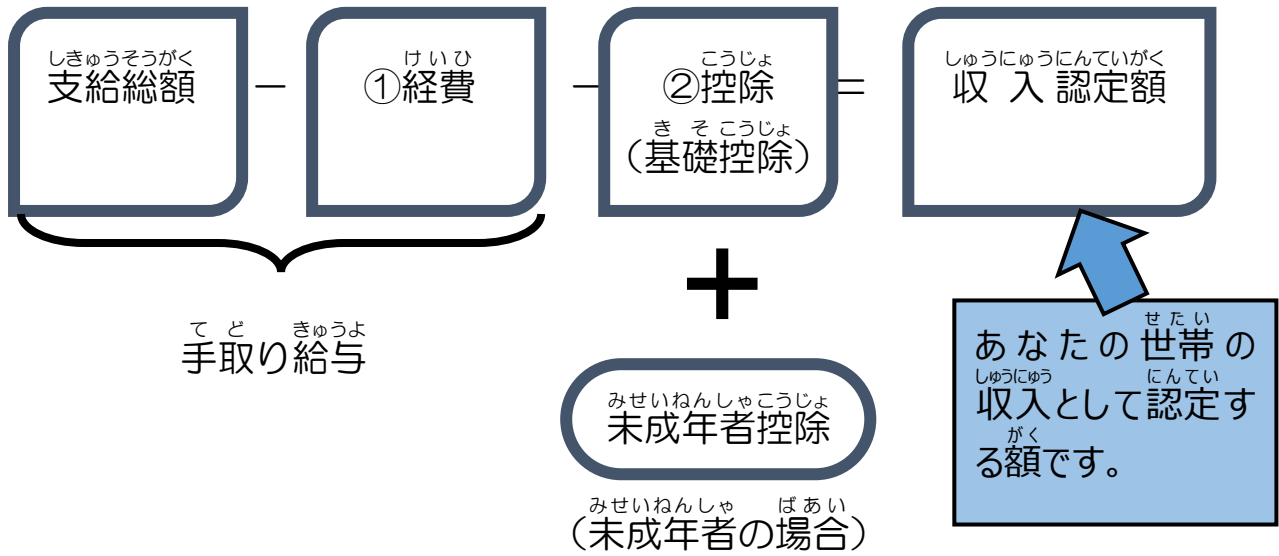
最低生活費 = 129,230円

仕送り 30,000	足りない分 99,230
---------------	-----------------

生活保護費 99,230

足りない分の99,230円を生活保護費としてお支払いします。

しゅうにゆう にんてい がく きゅうよ ばあい
 収入として認定する額（給与の場合）



- ①経費…交通費、所得税、社会保険料など
- ②控除…働くのに必要なお金（通勤服や靴などを買うお金）が手元に残るように、基礎控除、未成年者控除などがあります。

たとえば・・・

けいひ ひ てど きゅうよ つき えん ばあい
 経費を引いたあとの手取り給与が月に 100,000円ある場合は、

てど きゅうよ 手取り給与 100,000	
こうじよ 控除 23,600	しゅうにゆうにんていがく 収入認定額 76,400

こうじよ えん ひ
 控除の 23,600円を引いて、

しゅうにゆうにんていがく えん
 収入認定額は 76,400円。

せいかつふじょ 生活扶助 79,230	じゅうたくふじょ 住宅扶助 50,000
しゅうにゅうにんていがく 収入認定額 76,400	たりないぶん 足りない分 52,830

さいていせいかつひ えん
最低生活費 = 129,230円

せいかつほ ごひ
生活保護費
52,830

たりないぶん の 52,830円を
生活保護費としてお支払いします。

じっさい せいかつひ つか かね
実際に生活費として使えるお金は、

てど きゅうよ 手取り給与 100,000	せいかつほ ごひ 生活保護費 52,830
-----------------------------	-----------------------------

こうじょ ぶん
控除の分だけ
とく
得をする！

100,000 + 52,830 = 152,830円 ですから、
さいていせいかつひ えん
最低生活費より 23,600円 使えるお金が多くなります。

もしも、ただ しんこく せいかつほ ごひ おお
もしも、正しく申告せず生活保護費を多くもらいすぎている場合は、お支払
いした生活保護費を返していただきます。この場合、基礎控除を適用すること
ができないため、かえ がく えん
返していただく額は 76,400円ではなく、100,000円とな
ります。

つまり…ただ しんこく つか かね おお
つまり…正しく申告をすると使えるお金が多い

しんこく よけい かえ
申告しなかったことで余計に返さなくてはならない
ということです。

しんこく
申告しないと
そん
損をする！

1 仕事で給与をもらったことを届け出る

仕事で給与をもらったときは、金額の確認ができる書類（給与明細など）を、生活援護課に提出してください。

例

- 給与、アルバイト収入、ボーナス
- 経営している事業、保険外交員などの営業収入
- タレント活動、モデル活動などの芸能収入

注意

未成年者（0～19歳）の収入も申告が必要です。特に、高校生の収入は申告を忘れやすいのでご注意ください。

未成年者は、基礎控除のほかに未成年者控除としてさらに月額11,400円を控除することができます（一部例外あり）。

さらに、高校生の収入の場合は、働き始めるときに申請すれば、生活保護費を減らさずに、①授業料の不足分、②修学旅行費、③部活動費などに使うことができます。

2 仕事以外で収入があったことを届け出る

仕事以外で収入があったときも、金額の確認ができる

しよるい せいかつえんごか ていしゅつ
書類を生活援護課に提出してください。

れい
例

ねんきん おんきゅう
●年金、恩給など

じどうかんれん てあて しょう かんれん てあて
●児童関連の手当、障がい関連の手当など

せいめいほけん きゅうふ かいやくへんれいきん
●生命保険からの給付、解約返戻金など

かさい こうつうじ こ りこん ほしょうきん いしやりよう
●火災、交通事故、離婚の補償金、慰謝料など

そうぞく しゅうにゅう しゅっさん しゅうにゅう そうさい しぼう しゅうにゅう
●相続による収入、出産による収入、葬祭・死亡による収入など

しききん もど きん こくみんけんこうほけんぜい かんぶきん
●敷金の戻り金、国民健康保険税の還付金など

しおく いわ きん しゃっきん
●仕送り、お祝い金、借金など

ぶっぴんはんばい うりあげ こうこく しゅうにゅう
●物品販売の売上、インターネット広告による収入など

3 しさん も てばな とど で 資産を持ったこと、手放したことを届け出る

しさん も しさん ばいきやく てばな
資産を持ったとき、資産を売却などにより手放したとき
は、資産の種類や金額の確認ができる書類を、生活援護課に
ていしゅつ
提出してください。

れい
例

とち いえ ふどうさん
●土地や家などの不動産

かぶけん しゅっしきん きんゆうしさん
●株券、出資金などの金融資産

せいめいほけん がくしほけん そうさいごじょかい つみたてきん
●生命保険、学資保険、葬祭互助会への積立金など

じどうしゃ げんどうきつ じてんしゃ
●自動車、オートバイ、原動機付き自転車など

こうか ききんぞく こつとうひん
●高価な貴金属、骨董品など

しゅうにゅう え けんり ちよさくけん はんけん とつきよ
●収入を得られる権利（著作権、著作権、特許）など

4 世帯の状況に変化があったことを届け出る

世帯の人数が増えたとき、減ったときや、引越して住所が変わるときなどは、必ず生活援護課に届け出てください。

例

● 世帯の者の転出・転入、家族ではない者との同居・別居

● 世帯の者の入院・退院、特別養護老人ホームなどの入所・退所、出産

● 世帯の者の出生、死亡

● 自己破産手続の開始、終了

● 障害者手帳の取得、等級の変更

● 世帯の者の就職・離職、就学・退学、結婚・離婚、氏の変更

* * * * *

不正受給とは？

生活保護を受けている間は、あなたの世帯の収入や世帯員の状況を生活援護課に速やかに正しく届け出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段（その申請など）を使ったりして保護費を受け取ることを「不正受給」といいます。

ふせいじゅきゅう

不正受給に対しては

不正受給を行ったときは、不正に得たお金を生活援護課に返すことになるほか、不正に得たお金の4割にあたる額を上乗せして返さなくてはならない場合があります。

また、金額にかかわらず、警察に告訴することがあります。

ふせいじゅきゅう れい

不正受給の例

れい
例

● 働いて収入を得ていたが、忙しくて届け出なかった。

● 福祉事務所に届け出ていない人と一緒に生活していた。

● お子さんなど世帯員がアルバイトしていることを知らなかった。

● いらぬ服を売ってお金をもらったが、申告しなかった。

生活援護課では、毎年、課税情報（会社が市役所に提出している給与の情報）を調べ、生活援護課に出された収入申告に間違いがないか、申告漏れがないかを確認しています。最も多い不正受給は、給与の無申告です。

おわりに

せいかつ ほご みな けんこう ぶんかてき せいかつ まも せいど
生活保護は、皆さんの健康で文化的な生活を守るための制度で
ふせいじゆきゆう ただ しんこく こころ
す。不正受給にならないよう、正しい申告を心がけてください。
わからないことがあれば、^{たんとう}担当ケースワーカーにご遠慮なくお尋
ねください。